

石川県公報

令和3年12月7日

第13463号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)の一部変更(水産課)	1
○県道の区域の変更(道路整備課)	2
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(同)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定(同)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定(同)	3
○土砂災害特別警戒区域の解除(同)	3
公 告	
○石川県告示第452号の公布公告(畜産振興・防疫対策課)	3
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告(農業基盤課)	4
監 査 委 員	
○定期監査結果公表	4
○財政的援助団体等監査結果公表	6
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	7
正 誤	
○令和3.11.12第13456号中	8

告 示

石川県告示第466号

令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)(令和3年石川県告示第65号)の一部を令和3年11月26日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後	変更前												
第1 くろまぐろ(小型魚) 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 128.1トン 2 知事管理区分に配分する数量	第1 くろまぐろ(小型魚) 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 123.1トン 2 知事管理区分に配分する数量												
<table><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>120.8トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>5.3トン</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	120.8トン	石川県漁船漁業	5.3トン	<table><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>115.8トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>5.3トン</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	115.8トン	石川県漁船漁業	5.3トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	120.8トン												
石川県漁船漁業	5.3トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	115.8トン												
石川県漁船漁業	5.3トン												
第2 くろまぐろ(大型魚) 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 13.9トン 2 知事管理区分に配分する数量	第2 くろまぐろ(大型魚) 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 18.9トン 2 知事管理区分に配分する数量												

知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	12.9トン	石川県定置網漁業	17.9トン
石川県漁船漁業	1.0トン	石川県漁船漁業	1.0トン

石川県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年12月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和3年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
芝原石引町線	金沢市小立野二丁目702番1地先から 金沢市小立野二丁目1196番2地先まで	旧	12.78～24.97 458.5	県央土木総合事務所 維持管理課
		新	12.78～25.20 458.5	

石川県告示第468号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和3年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
主要地方道	金沢美川 小松線	金沢市新神田2丁目88番地1地先から 金沢市入江1丁目146番地地先まで	令和3年12月7日

石川県告示第469号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について、次のとおり指定を解除する。

令和3年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
岡本	輪島市山岸町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所（分室）維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

石川県告示第470号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 中能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
柑子	七尾市清水平町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
東浜	七尾市東浜町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県中能登土木総合事務所河川砂防課及び羽咋土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
岡本	輪島市山岸町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉本谷内	輪島市杉平町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所（分室）維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第471号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
杉本谷内	輪島市杉平町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所（分室）維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第472号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

令和3年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
岡本	輪島市山岸町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所（分室）維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

石川県告示第452号の布告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和3年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第452号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和3年12月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 実施する区域
県内全域の家きん飼養施設（以下「施設」という。）
- 実施の期日
令和3年12月6日から同月26日まで
- 消毒方法
消石灰の施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和3年12月8日から令和4年1月12日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年12月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 （経営体育成型）	下 地 区	換地計画書の写し	石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年12月7日

石川県監査委員	徳 野 光 春
同	盛 本 芳 久
同	山 本 次 作
同	奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、そ

の組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
総合看護専門学校	令和3年10月29日	令和2年9月1日～ 令和3年7月末日	授業料の収入事務において、適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
金沢泉丘高等学校	〃	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢西警察署	〃	〃	〃
金沢錦丘中学校	令和3年11月8日	令和2年11月1日～ 令和3年8月末日	〃
金沢錦丘高等学校	〃	〃	〃
金沢商業高等学校	〃	令和2年10月1日～ 令和3年8月末日	〃
津幡警察署	〃	令和2年9月1日～ 令和3年8月末日	〃
医王特別支援学校	〃	令和2年10月1日～ 令和3年8月末日	建物の登記事務が遅延していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
ろう学校	令和3年11月15日	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川中央保健福祉センター 中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 女性相談支援センター	〃	令和2年4月1日～ 令和3年3月末日	〃
金沢中央高等学校	令和3年11月16日	令和2年10月1日～ 令和3年8月末日	〃
いしかわ特別支援学校	〃	〃	〃
盲学校	令和3年11月17日	〃	〃
金沢北陵高等学校	〃	〃	〃
南部家畜保健衛生所	〃	〃	消防用設備の不良箇所が長期間修繕されていなかった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
小松教育事務所	〃	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。

小松北高等学校	〃	〃	〃
加賀聖城高等学校	〃	〃	〃
大聖寺実業高等学校	〃	〃	〃
金沢辰巳丘高等学校	令和3年11月22日	〃	〃
工業高等学校	〃	〃	〃
金沢中警察署	〃	令和2年9月1日～ 令和3年8月末日	〃
金沢西高等学校	〃	令和2年10月1日～ 令和3年8月末日	〃
金沢東警察署	〃	令和2年9月1日～ 令和3年8月末日	〃
金沢向陽高等学校	〃	令和2年10月1日～ 令和3年8月末日	〃
小松高等学校	令和3年11月25日	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年12月7日

石川県監査委員	徳	野	光	春
同	盛	本	芳	久
同	山	本	次	作
同	奥	村	豊	美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和2年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人 石川県緑化推進委員会	令和3年10月29日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人 いしかわ女性基金	〃	〃
公益財団法人 いしかわ結婚・子育て支援財団	〃	〃
公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター	〃	〃
一般財団法人 石川県県民ふれあい公社	令和3年11月8日	〃
株式会社マリパーク内灘	〃	〃

社会福祉法人 眉丈会	〃	〃
社会福祉法人 佛子園	令和3年11月15日	〃
河北潟地域畜産クラスター協議会	令和3年11月16日	〃
学校法人 金城学園	令和3年11月22日	〃
学校法人 和田学園	〃	〃
学校法人 北陸学院	〃	〃
特定非営利活動法人 石川県自然史センター	〃	〃
能美市商工会	令和3年11月25日	〃
一般財団法人 白山市地域振興公社	〃	〃
白山市横江町土地区画整理組合	〃	〃
珠洲商工会議所	〃	〃
のと鉄道株式会社	〃	〃
河北潟干拓土地改良区	〃	〃

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県公安委員会から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年12月7日

石川県監査委員 徳 野 光 春
 同 盛 本 芳 久
 同 山 本 次 作
 同 奥 村 豊 美

(別 紙)

石 公 委 第 73 号
 令和3年11月12日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和3年10月29日付け石監査第449-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生していた。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	大聖寺警察署	<p>職員の交通事故防止対策として、全職員を対象に、交通事故防止の注意喚起を行い、緊張感を持って公用車を慎重に運転するよう指示するとともに、交通事故防止を題材とした検討会を実施しました。</p> <p>安全運転に対する心構えや安全確保のために遵守すべき基本事項の再確認を行ったほか、若手職員を中心に安全運転指導員による安全運転のための実車指導を行うなど、交通事故防止の徹底を図りました。</p> <p>また、交通事故を起こした職員に対しては、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する意識付けを行いました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。</p>

正 誤

令和3年11月12日発行の石川県公報第13456号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤		正	
4	石川県選挙管理委員会 告示第86号の公布公告	石川県第1区	石川県金沢市	石川県第1区	石川県金沢市小坂町 西16番地17
		石川県第2区	石川県小松市	石川県第2区	石川県小松市土居原 町265番地1
		石川県第3区	石川県七尾市	石川県第3区	石川県七尾市石崎町 ソ部5番地9